





豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29年 4月 10日 14時 00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名
出席 18名
欠席 1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	今吉 里見	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	出
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青本 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 三善 晋二

係長 加来 孝幸

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年4月の定例総会を開催いたします。
出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。
本日の議事録署名委員は14番柏木伸夫委員さんと、15番山本一彦委員さんをお願いします。
会議書記は事務局職員の加来さんをお願いします。
次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。
全8件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」
全8件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

14番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、譲渡人の●●●●氏と譲受人の●●●●氏は義理の兄弟であります。●●氏は福岡に住んでいるので管理できないということで●●氏に贈与するとのこと。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

9番委員発言 通り番2について説明いたします。
通り番2についてですが、譲渡人の●●●●氏は譲受人の●●●●●●氏の兄の妻で東京に住んでおります。耕作や管理ができないということで●●氏が無償で譲り受けるものです。●●氏は現在直方市に住んでおりますが、将来は大村に帰ってきて管理耕作をすることです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

17番委員発言 通り番3について説明いたします。
通り番3についてですが、譲渡人の●●●●氏と譲受人の●●●●氏は、以前は一緒のところに住んでいたのですが、●●氏が三毛門駅の近くに家を建て、移ってからしばらく経ちます。●●氏所有の畑が●●氏の家前にあり、それを売買するものであります。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4

17番委員発言 通り番4について説明いたします。
通り番4についてですが、場所は三毛門出屋区のところから海岸に入る道に入ったところにある田んぼです。その田の周りを、譲受人の●●●●氏が耕作しております。譲渡人の●●●●氏は北九州の八幡に住んでおり、耕作管理ができないため、●●氏に売買で所有権移転をするものです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番5

11番委員発言 通り番5について説明いたします。
通り番5についてですが、譲渡人の●●●●●氏と譲受人の●●●氏は、親子であります。一緒に農業をしており、●氏へ財産分与ということで贈与するというものです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番6

11番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6についてですが、譲渡人の●●●●氏の農地を譲受人の●●●●氏に無償で贈与するというものです。無償の理由として、黒土小学校の近くにあるこの土地をほ場整備することとなっており、面積が331平米と小さいので無償で譲り渡し、その代わりにほ場整備の費用を負担してもらおうとのことでした。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番7

7番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7についてですが、農地は譲渡人の●●●●氏ほか2名の共有地となっておりますが、皆東京に住んでおり耕作管理ができないということで、譲受人の●●●●根氏に売買で所有権移転をします。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番8

6番委員発言 通り番8について説明いたします。

通り番8についてですが、農地は地目が田になっておりますが、現況は畑地となっております。譲渡人の●●●●氏が耕作管理してまいりました。その農地を譲受人である●●●●氏夫婦が購入し、●●●●氏、●●●●氏の共有名義にするとのことでした。譲受人の●●●●氏は以前農業委員をしていた●●●●氏の娘で、夫の●●●●氏は現在筑紫野市に居るのですが、将来は豊前に来て一緒に農業をする予定です。●●●●氏はすでにこちらで農業を営んでおり、この農地はキウイの作付けをし、畑地として管理するようです。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から8について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は3件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

13番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は三毛門小学校の東側になります。住宅地の一角で、申請人の●●●●氏、●●●●氏が住宅地に進入するための道路がないので進入路として利用することです。また今月に出されております申請人が譲渡人となっている住宅新築の農地法5条許可申請の案件があるのですが、その譲受人の方と持分を3分の1ずつにするそうです。都市計画の用途地域内であり何も問題ないと思います。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

17番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、申請人の●●●●氏が、宅地への進入路として利用するそうです。このあと5条許可申請で出てきますけれども●●●●氏宅の奥に●●●●さんという家があるのですが、その方と持分を2分の1ずつにするとのことです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

7番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。
通り番3について、申請人の●●●●氏は、荒堀で漬け物屋を営んでおります。家に隣接する道が広がるため、現在の住宅を崩して東隣にある畑に新しく家を建て替えるとのこと。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から3について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は8件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から8を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

9番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、貸付人の●●●●氏と借受人の●●●●氏の関係は親子です。場所は荒堀のファミリーマートから天地山公園向きに1キロほど上ったところの右側になります。●●●●氏の家のお隣の農地に家を建てるとのことです。この田は、ずっと休耕していたわけですが、今回家を建てるということで、水利関係者の同意書等関係書類は揃っております。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

13番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲受人の●●●●氏は譲渡人の●●●●●氏の孫になります。祖母の農地を譲り受け、家を新築するという事です。場所は、旧築上北高の横にある池のすぐ西側です。都市計画の用途地域内であり、特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3、4

17番委員発言 許可申請の通り番3と4について、関係がありますので併せて説明いたします。

通り番3について、先ほど農地法4条にもありました三毛門の進入路の奥になります。譲受人の●●●●氏ほか1名の農地を譲受人の●●●●氏が購入し、自己住宅を建設するというものです。●●●●氏は現在久松のアパートに住んでおります。

続いて、通り番4についてですが、通り番3にありました譲受人の●●●●●氏の住宅に入る進入路として、持分3分の1を●●●●氏から譲り受けて転用をするものです。都市計画の用途地域内であり、特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番3と4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番5

17番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について、三毛門の海岸近くに農地が5筆ほどあるのですが、海面との差が30センチほどしかなく農作物がまったくできません。その荒廃地になっている農地を譲渡人の●●●●●氏、●●●●●●●●●●氏、●●●●●●●●●●氏から株式会社●●●●●が購入し、資材置場を作る予定です。広さは約4000平米ほどあります。特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番6

17番委員発言 許可申請の通り番6について説明いたします。

通り番6について、先ほど議案第2号の通り番2で審査しました案件と関連があるのですが、譲受人の●●●●氏の住宅に入るための進入路として、譲渡人の●●●●氏と持分2分の1ずつの共有名義として利用するそうです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番7

11番委員発言 許可申請の通り番7について説明いたします。

通り番7について、場所は鬼木のバス停から東に向かって、2軒ほど村中に入ったところにあります。譲渡人の●●●●氏が管理していたのですが、村中にあるために耕運機が入らず日当たりが悪いので譲受人の●●●●氏に贈与し、●●氏が浄化槽を設置し、残りを家庭菜園として使うそうです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番8

7番委員発言 許可申請の通り番7について説明いたします。

通り番8について、貸付人の●●●●氏と借受人の●●●●氏は親子になります。場所はみのり保育園の近くで今年1月に同じく農地法5条の許可申請がなされた場所のすぐ横になります。都市計画の用途地域内であり、特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から8について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって4月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 29 年 5 月 / 日

議長

松本克己



14番委員

柏木伸久



15番委員

山本一彦



